

【重要】現在の活動制限レベルならびに本学活動制限指針の一部改訂について

令和3(2021)年8月20日

富山国際大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針*							策定2020年4月22日 改訂2021年4月26日 改訂2021年6月4日 改訂2021年8月6日 改訂2021年8月19日
カテゴリ	レベル	研究活動	教育活動(講義・演習・実習)	学生の課外活動/就職活動	図書館利用	学内会議	勤務体制
通常	0						
要注意	1	感染防止措置の上 ・研究活動の継続 ・セミナー等の実施	感染防止措置の上 ・講義、演習、実習等の対面授業の実施	感染防止措置の上 ・実施	感染防止措置の上 ・通常通り利用可能	感染防止措置の上 ・対面会議可能 ・オンライン会議を推奨	感染防止措置の上 ・通常通りの勤務
警戒	2	感染防止措置の上 ・最小限の研究活動の継続 ・セミナー等の実施(50人以上は自粛) ・県外出張を行う場合は、学部長の了解を得てから出張申請書を提出	感染防止措置の上 ・講義、演習、実習等は制限(人数限定等)を設けて実施 ・対面又はオンライン授業を実施	感染防止措置の上 ・一部の課外活動を申請により許可 (許可には、それぞれの競技団体の感染防止策を講ずることが条件) ・就職活動で県外に行く場合は、学部長に「届出」を提出し、学部長の了解が必要	感染防止措置の上 ・図書館への申請により利用可能	感染防止措置の上 ・原則オンライン会議 ・必要に応じて対面会議を実施	感染防止措置の上 ・通常通りの勤務 ・テレワークが可能な場合は、総務課管理のもとでテレワークを推奨
高度警戒	3	感染防止措置の上 ・最小限の研究活動の継続 ・セミナー等の実施(50人以上は自粛) ・県外出張を行う場合は、学部長の了解を得てから出張申請書を提出	感染防止措置の上 ・講義、演習、実習等は制限(人数限定等)を設けて実施 ・対面又はオンライン授業を実施 ・授業、研究、許可を受けた課外活動及び書類の提出等のための入構は可能(それ以外は、原則入構禁止)。ただし滞在は最長時間とする。	・大学キャンパス内外における屋内外での活動を原則禁止とするが、活動状態に応じて活動を許可(必要最小限の時間) ・就職活動で県外に行く場合は、学部長に「届出」を提出し、学部長の了解が必要	感染防止措置の上 ・図書館への申請により利用可能	感染防止措置の上 ・原則オンライン会議 ・必要に応じて対面会議を実施	感染防止措置の上 ・職員の時差出勤を認める。 ・テレワークが可能な場合は、総務課管理のもとでテレワークを推奨
緊急事態	4	・原則教員の入構禁止 ・入構が必要な場合は許可が必要 ・県外出張は、原則禁止	・オンライン授業のみ ・原則学生の入構禁止	・部活動は全面禁止 ・就職活動で県外に行く場合は、学部長に「届出」を提出し、学部長の了解が必要	・原則全面禁止	・原則オンライン会議のみ ・個人情報保護等の観点からオンライン会議ができない場合は、学長が特に認めた場合に限り対面会議	感染防止措置の上 ・出勤して行わなければならない緊急な業務以外は、原則在宅勤務 ・建物及びグラウンドなどの立入には許可を必要とし、入構記録に記入する必要あり
	5	全面活動停止(大学機能維持のために必要な職員のみ出勤、その他は休日)					

●活動制限指針のカテゴリならびにレベルは、国の緊急事態宣言や富山県の警戒レベル(ステージ)等を考慮して決定される。
 要注意: 県内において散発的に感染が確認され、今後感染の拡大のおそれがある場合、または感染の危険性が大幅に減少した場合。
 警戒: 県内において感染の拡大のおそれがある場合、または感染の危険性が減少した場合。
 高度警戒: 感染に対する高度の警戒が必要であるが、緊急事態宣言対象地域には指定されず、国や自治体から休校要請が無い場合。
 緊急事態: 国の緊急事態宣言等により国や自治体による休校要請がある場合、キャンパス内でクラスター感染の発生がある場合、など。

*: この活動制限指針は、今後の感染拡大状況の変化に応じ、随時見直しを行う場合があります。

学務部